

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 9 月 16 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600191号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600125号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年5月中頃から昭和28年8月5日まで  
② 昭和29年5月20日から昭和32年8月末頃まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者期間は昭和28年8月5日から昭和29年5月20日までとなっているが、同社には昭和27年5月中頃から昭和32年8月末頃まで、B職として勤務したため、調査の上、請求期間①及び②についても被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月1日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間①及び②当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況を事業所及び事業主に確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある19人のうち、所在が確認できた者は請求者が記憶する元同僚1人のみであるところ、当該元同僚は、「当時のことは、大昔の話なので、ほとんど覚えていない。請求者がA社においてB職として勤務していたことは知っているが、請求者の勤務期間については分からない。また、同社における厚生年金保険料の控除状況についても分からない。」旨陳述している。

### 2 請求期間②について、前述のとおり、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況を事業所及び事業主に確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある25人のうち、所在が確認できた3人（前述の請求者が記憶する元同僚1人を含む。）に照会したところ、請求者が記憶する元同僚1人は、前述のとおり、請求者の同社における勤務期間は分からない旨陳述しており、また、ほかの2人からも、当該期間における請求者の勤務実態を確認できる回答又は陳述はなかった。

さらに、オンライン記録によると、請求者が同時期に同じ会社に転職したとする元同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失月は、請求者の同社における被保険者資格喪

失月と同じ昭和 29 年 5 月であるところ、同人は既に死亡しており、同人及び請求者の退職時期を同人に確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者名簿の請求者欄を見ると、被保険者資格喪失日が訂正された事跡はない上、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の押印がある。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600014号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600126号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年3月1日から昭和50年1月9日まで  
② 昭和50年3月12日から同年12月21日まで  
③ 昭和51年3月9日から同年12月30日まで  
④ 昭和52年3月10日から昭和56年1月7日まで  
⑤ 昭和56年3月19日から昭和57年2月20日まで

A社に勤務していた請求期間①から⑤までの各期間について、厚生年金保険の加入記録が無いが、厚生年金保険に加入していたことは事業所の関係者も認めており、厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しているので、当該各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から判断すると、請求期間①のうちの昭和48年8月1日から昭和50年1月9日までの期間及び請求期間②から⑤までの各期間において、請求者がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に破産廃止となっており、破産廃止時の事業主からは回答が無く、請求期間①から⑤までの各期間における事業主は死亡していることから、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料控除等について、事業主等から確認することができない。

また、A社において、請求期間①から⑤までの各期間のほぼ全ての期間に雇用保険の加入記録が有る元従業員は、「当時は、皆、B職であり、会社が厚生年金保険に加入させてくれなかった。社会保険に加入するまでは、C健康保険かD健康保険に加入していた。社会保険に加入するまでに、社会保険料を控除されたことは無い。」旨陳述している上、請求期間④及び⑤に厚生年金保険の加入記録が有る元従業員は、「A社では、社会保険に加入している人は少なく、D健康保険に加入している人が多かった。D健康保険に加入している人から社会保険料を控除することは無かった。」旨陳述している。

さらに、請求者は、A社における請求期間①から⑤までの各期間当時の従業員数について80人ぐらいであった旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①から⑤までの各期間における厚生年金保険被保険者数(事業主と同姓の親族を除く。)は1人から9人であり、請求者が陳述する従業員数より大幅に少ない上、同社に係る雇用保険の加入記録が確認できた元従業員のうちのほとんどの者が、請求者と同様に、長期間にわたり雇用保険に繰り返し加入した後に厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険に加入するまでの間は、国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①から⑤までの

各期間を通じて、健康保険の整理番号に欠番は無く連続していることから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までの各期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600148号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600127号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日又はB社(現在は、C社)における同資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月30日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和56年1月30日から同年2月1日までの請求期間について被保険者記録が無い。

しかし、昭和55年4月1日にA社のD店に入社し、昭和59年5月27日に退職するまでの途中に、同店の店長が独立して、同店が、同社のフランチャイズ店である「B社」に変わったが、この変更の前後においても継続して同じ業務に携わっていたので、勤務に空白の期間は無いはずである。

会社が途中で変わったのはあくまで事業主側の問題であり、従業員の関与するところではないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主及び同僚の陳述から、請求者が請求期間において、同社又はB社に勤務していたことが認められる。

しかし、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料(昭和56年1月分)の控除について、A社の事業主は、「当時の資料を保管していないので不明である。」旨陳述している。

また、C社の事業主は、請求者と同様にA社において昭和56年1月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において同年2月1日に同資格を取得しているところ、当該事業主は、「B社は、A社から昭和56年2月1日に業務を引き継ぎ、同日以降、最初に各人に支給した給与から昭和56年2月分の厚生年金保険料を控除した。」とした上で、「私も請求者も継続して勤務しており、当時の給与については、何も変わらなかったと思う。給与が変わらないということは、請求期間に係る厚生年金保険料はA社が控除していたはずである。」旨陳述しているが、当該陳述の内容を確認できる資料等は見当たらない。

さらに、請求期間当時A社D店及びB社において事務を担当していたとする者は、「請求期間当時の給与計算事務は税理士に依頼しており、給与の支払については、税理士本人か当該税理士事務所の職員から指示されていた。」旨陳述しているが、当該税理士は、「私は事業所で記帳された内容に基づいて会計処理を行っていたが、当時の資料は保管していないので何も分からない。」旨陳述している。

加えて、請求期間当時、A社及びB社の社会保険事務を担当していたとされる二人の者は、死亡又は所在不明のため、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。